



事件の表示	令和5年(行ツ)第366号
決定日	令和6年1月19日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	草野耕一 三浦和 岡村 尾島美明
当事者等	原告人 〇〇〇〇〇〇〇〇 同訴訟代理人弁護士 広瀬めぐみ 被告 上告人 所沢市 同代表者 市長 小野塚 勝俊
原判決の表示	東京高等裁判所令和4年(行コ)第336号(令和5年6月21日判決)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民訴法 3 12 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和6年1月19日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 井 山 泰 彦 (印)

これは正本である。

令和6年1月19日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 井山 泰彦

